

衆参を完全に対等統合して一院制の国会を創設

衆参対等統合一院制国会 創設案

1. 衆議院と参議院を対等に統合して一院制の国会とする。
2. 2016年までに一院制の国会を創設する。
3. 国會議員の定数は、現行722人を3割(222人)削減し、500人以内として、別に法律で定める。
4. 国會議員の任期は4年とする。
5. 国会の会期は通年国会とする。
6. 国会の解散は不信任の可決(信任の否決)のときのみ解散できる。
7. 解散後の国會議員の任期は、新しく選任された国會議員による初国会の前日までとする。
8. 国會議員の選挙制度は昭和21年4月10日に施行された都道府県単位の大選挙区制で、2～3名連記の制限連記制を基本とし、比例代表制も検討する。
9. 国會議員の1/2以上の同意があれば法案や条約を国民投票に付すことができる。
10. 内閣総理大臣は予算及び租税以外の法案や条約を国民投票に付すことができる。

2010年12月21日

衆参対等統合一院制国会実現議連